

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業保険の保険料等の 納入延長について

青森県農業共済組合

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた農業者の方について、「収入保険の保険料等」及び「農業共済の共済掛金等」の納入期限を延長いたします。

## 対 象

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入保険の保険料等や農業共済の共済掛金等の**納入が困難であることを農業共済組合に申し出た方**

## 内 容

### 1 収入保険

保険料、積立金、付加保険料（事務費）の納入期限を、保険期間を開始する日から起算し、11ヶ月を経過する日を限度に延長いたします。

### 2 農業共済

共済掛金、賦課金（事務費）の納入期限を、最長令和2年9月30日まで延長いたします。


事業名(品目)	申出期限	延長後の納入期限	備 考
水稲	7月31日	8月20日	
りんご	7月10日	9月30日	3年産総合一般方式
ぶどう、もも	5月20日	9月30日	〃
大豆	7月20日	9月30日	
家畜	納入期限	9月30日	
園芸施設			
建物			
農機具			

※ 「延長後の納入期限」までに納入されない場合は、共済金の支払いが免責（先に支払われた共済金は返還）となりますので、ご留意願います。

### 3 加入申請手続の柔軟な対応

対面での手続が困難な方につきましては、電話での加入申込を承ります。  
（申請書類は後日提出いただきます）

※ 具体的な納入期限の延長手続、加入申込については、お近くのNOSA I各支所にご相談ください。

青森県農業共済組合	本所	017-775-1161
	津軽支所	0173-33-1513
	ひろさき支所	0172-28-5700
	南部支所	0176-22-8100